

☆ 県民フォーラム お楽しみクイズ ～解説～ ☆

エンディングノートに関すること

問1	エンディングノートは死ぬ間際 に書くものである。	×	<p>→ むしろ元気なうちに書いておくものである。 自分らしい最期を考えることは、自分らしく生きることにもつながるため、死ぬ間際でなく、思い立ったら書くのがよい。</p> <p>☆遺言書はどうか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お元気なうちにご準備いただくのが良い。 ・ご病気がすすむと、正しい判断ができなくなる可能性もあるため。
問2	エンディングノートは一度書いた ら書き直せない。	×	<p>→ いつでも書き直すことができる。記入日の日付がある方がよい。書けるところから書き始めればはじめればよい。</p> <p>☆遺言書は書き直せる？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いつでも書き直せる。作成日付の新しいものが有効。 ・自筆証書遺言は費用がかからないが、公正証書遺言は作成し直すたびに公証人への手数料がかかるので、よく考えてから作成することにはなる。 <p>☆遺言書は…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相続を確実にするために「誰誰に何を相続させる」と書いていくもの。 <p>☆一方、エンディングノートは…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・何を書いても良い。人生のゴールに向けてどのように生きたいか、周囲に向けた想いなどを書いておくもの。
問3	エンディングノートは法的拘束力 がある。	×	<p>→ あくまでも個人の希望であり法的拘束力はない。 書くメリットは、自分の思いを家族に伝えることで、自分らしい最期を迎えることができる。 伝えておかないと、本人の意思が確認できなくなったときに、在宅療養なのか病院なのか、延命処置は必要かなど、家族が悩むことになる。</p> <p>☆遺言書は？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民法の決まりに則って作成するので、法的拘束力がある。ただ、相続において利害関係者間で遺産分割協議が成立すれば、遺言書通りに相続の手続きをする必要はない。

在宅療養に関すること

問4	在宅では、病院でもらえる医療処置 （点滴や酸素吸引等）をしてもらえない。	×	<p>→ 病院での医療処置のほとんど同じ内容ができる。</p> <p>☆いったい家で看取ると決めたら、病院には戻れないのか？</p> <p>状況によって、同じ病院とは限らないが、再び入院できる。</p>
問5	家族がい ないと在宅では看取れない。	×	<p>→ 医師、訪問看護師、ケアマネ、ヘルパー等多職種連携により独居でも可能な体制ができつつある。</p>